



九

濟南留

嘉永二年

弘化四年

特別
F2
1897
9



門
號
卷

140
145-1
9

明治廿七年二月十九日
内田信太郎氏寄贈

門 卜 2
1897
卷 9

卷九

一 按...
二 按...
三 川...
四 按...
五 按...
六 秋...
七 白...
八 白...
九 按...
十 按...
十一 按...
十二 按...
十三 按...
十四 按...
十五 按...



行方り紙

抄名
山内
山内
山内
山内

大和南一由書をく右一同大由書

別紙種冊は又二年家格之動向に依りて

お政大目外種之由違形は又二年附之為年何

成之由思ふ都令七校以て是以上之由書

之由書は依りて是以上之由書

正月廿二

分限種冊之由書は又二年附之為年何

行方り紙

山内
行方り紙

右又お南一由書をく右一同大由書

大和根大由書は又二年家格之動向に依りて

お政大目外種之由違形は又二年附之為年何

成之由思ふ都令七校以て是以上之由書

之由書は依りて是以上之由書

分經經冊

高五人扶持 生國或各

行若製檢校... 年四十二歲

文政六年九月八日又行未製檢校年來和字節用出籍
在知公二年中扶持方之扶持... 町屋等共其代... 此字既尸海公

右通書打色家經冊子印和甲生

少子紙力是... 知之通經冊七枚... 是也

書封二枚是文... 係少抄... 太千被...

正日廿二日
... 係少抄... 太千被...

... 係少抄... 太千被...

... 係少抄... 太千被...

司人... 係少抄... 太千被...

右通書經冊... 係少抄... 太千被...

子多帆之御子多之也 抄之御経丹之結之也

一 清佳地

表之五河八百石御田村余御田所

抄之御経丹

抄之御経丹

抄之御経丹

一 清佳地

少名川之御田之下也其陽外其地也其子之御田村余御田所也其地

一 清佳地

少名川之御田所自之各所之御田所也其地也其子之御田村余御田所也其地

一 正月廿七日 抄之御経丹

少名川之御田所自之各所之御田所也其地也其子之御田村余御田所也其地

少名川之御田所自之各所之御田所也其地也其子之御田村余御田所也其地

正リリリ

乃

山田御田
抄之御経丹
抄之御経丹

二月二日 門之御田所 御経丹定之也 抄之御経丹

吳中書外之事

一物同於古之經之記曰不名聖道之言也
新來者子孫相習之安及漢家之事也古之
言也蓋一而物不盡之言也中之辭也今
才為人而悔終心下則非之也再思之則
不得善也而得善之也故知法之上則能相
受之也尚人而自則其物之言也則其
也卷言古之經之記曰不名聖道之言也

子曰言其心之德也為人而好之品之大德也
子曰大湖之上言古之口德也極之則也
也云云之也其言之言之言之言之言之言
言即也之言也其言之言之言之言之言之言
後了相也之言也其言之言之言之言之言
也又相也之言也其言之言之言之言之言

吳中書外之事

川口

外島也所り也

布々也其の... 二月三日... 海内他人

是

一金字修女

右々其の... 經緯... 由卷言古... 修女... 及初法... 經緯... 升其西... 色... 門... 修女... 主... 其... 物... 其... 色... 其... 修女... 其... 修女...

三月二

修女其甲平

修女其甲平

川口下古其

修女其甲平

二月五日...

修女其甲平

修女其甲平

修女其甲平

浪心の人相細公... 唐を陶す... 幸い...
出所... 同義... 文... 行...
... 年... 也...
... 以上

二月七日

水尾

二月十下... 延喜...
... 例...
...

... 氏... 考... 年...
... 考... 年...
... 考... 年...
... 考... 年...
... 考... 年...
... 考... 年...
... 考... 年...

少於形也... 二月廿九日... 十九日... 湖中... 法...

米合... 二月廿九日... 十九日... 湖中... 法...

何如

江...

林... 江...

重出

表... 相... 定...

林又...

三月より抄の文より私書に例して之を裏書す
若しあり うりしと二りしと

三月五日昌平院より 新真衣紋の用は御
以て例して白紙の形に書す

三月十日 公室御所より

公室御所より抄
筆紙より紙に書す
公室御所より抄
公室御所より抄

十月より十一月 書法に不若なるは
御出の儀に付紙の邊より後より
公室御所より抄

三月十日

公室御所より抄

川

四月廿四日 抄よりあるは他人の 公室御所より抄
公室御所より抄

公室御所より抄

丁巳年秋分後の日記

甲子年

丁巳年

丁巳年

十一
丁巳年

丁巳年

丁巳年

丁巳年

丁巳年

丁巳年

丁巳年

十一
丁巳年

丁巳年

丁巳年

十一
丁巳年

十四

按年支物おしし月支もせん

一

八月廿六日 支取 御用 御用 御用

月廿六日 支取 御用 御用

一

八月廿七日 支取 御用 御用

八月廿八日 支取 御用 御用

一

八月廿九日 支取 御用 御用

一

八月三十日 支取 御用 御用

一

九月一日 支取 御用 御用

一

九月二日 支取 御用 御用

一

九月三日 支取 御用 御用

一

九月四日 支取 御用 御用

一

九月五日 支取 御用 御用

一

九月六日 支取 御用 御用

一

九月七日 支取 御用 御用

一

九月八日 支取 御用 御用

一

九月九日 支取 御用 御用

一

九月十日 支取 御用 御用

一

九月十一日 支取 御用 御用

一

九月十二日 支取 御用 御用

一

九月十三日 支取 御用 御用

一

九月十四日 支取 御用 御用

一

九月十五日 支取 御用 御用

定...の...
...
...

八...
...

林...
...

林...
...

百...
...

...
...
...

...

...

...
...
...

...
...

...
...

一...
...

...
...

...
...

...
...

八...
...

...
...

その方経舟をのりお徳を承りてと廿九日
常楽寺の経舟をのり経舟しふと廿九日

十七

十月十日の夜を起し廿九日廿九日
舟をのりてふと廿九日廿九日

舟をのりてふと廿九日廿九日
舟をのりてふと廿九日廿九日

舟をのりてふと廿九日廿九日

舟をのりてふと廿九日廿九日

十一

舟をのりてふと廿九日廿九日

舟をのりてふと廿九日廿九日

舟をのりてふと廿九日廿九日

舟をのりてふと廿九日廿九日

舟をのりてふと廿九日廿九日

舟をのりてふと廿九日廿九日

一十何年何日何事

一十何年何日何事
以知物理古之
宗親少者其
年以何事
此何事
何事

天

此何事
何事
何事

此何事
何事
何事

此何事

覺

此何事

此何事

若前々様お言ふ如く

結成致し候所

右決り申す事ありし口申す事申出候

折敷合ふ事也其西信少候事高末

ハリ申す事候所候所候所候所候

以書判之形之候所候所候所候

引取申す

安藤下

細馬下

細中下

三折下

其後之候所候所候所候所候

口長より之候所候所候所候所候

其後之候所候所候所候所候

引取申す

下り申す

尾崎下

五原路

日

上

五原路

五原路

五原路

五原路

五原路

五原路

五原路

五原路

則其詳之於此... 其... 天保五年... 任... 傳... 傳... 傳... 傳...

則其詳之於此... 其... 天保五年... 任... 傳... 傳... 傳... 傳...

也之、嘉新於私家新於後主

謂乃由後由後之而集之於成利之於
涉用之者之勿海者勿所涉由則而之
以身之在之者之也之也之也之也之也
書新由國而後之也之也之也之也之也
名目抄由國而後之也之也之也之也之也
之也之也之也之也之也之也之也之也
備之也之也之也之也之也之也之也之也

亦序之也之也之也之也之也之也之也
之也之也之也之也之也之也之也之也
物之也之也之也之也之也之也之也之也
其上對之也之也之也之也之也之也之也
或也之也之也之也之也之也之也之也
物之也之也之也之也之也之也之也之也
揚也之也之也之也之也之也之也之也
其也之也之也之也之也之也之也之也

料、用は枝木石採柳心掛元大直以而此
産之元何れと濁力言乃是而然之他
と好んた身で相成り候由身にて山形河
平、山形、秋田、岩手、信濃、佐賀、長門、上
上細名、伊豆、群、北陸、越前、愛知、金、志
連、相模、伊豆、山形、秋田、岩手、信濃、佐賀、長門、上
分、と、各、山、形、河、元、大、直、以、而、此
と相成り、上細名、伊豆、山形、秋田、岩手、信濃、佐賀、長門、上

國、山、形、河、元、大、直、以、而、此
分、今、官、取、法、候、由、身、難、有、由、仁、意、之、以、難
漬、相、續、一、下、先、元、續、小、切、中、以、其、其、之、由、
之、息、之、身、之、意、之、由、身、又、之、身、信、金、
由、依、自、然、粒、相、付、由、身、之、由、身、之、由、身、
候、不、知、史、科、元、取、の、方、目、之、由、身、之、由、身、
百、五、天、保、十、四、年、中、由、身、之、由、身、
作、出、由、身、是、と、年、之、由、身、之、由、身、利、是

哈河西北為新西營所無之山利之之工細社
不但上細言之細之再益也日亦之亦崇
病重之所任也地代重之即上細也分年
存之細年限之復之亦分之之也工細所
向所年終之細言之之年年細也
多自之也或自之天終言之之管難也此
百一細言之之也格之也其又古也亦
事之也或之格之年年細之細言之也

細行之也其也之難也其也之也亦也
不若之細也其也之何也其也之也亦也
之也其也之也其也之也其也之也亦也
其也之也其也之也其也之也其也之也亦也
其也之也其也之也其也之也其也之也亦也
其也之也其也之也其也之也其也之也亦也
其也之也其也之也其也之也其也之也亦也

壬午十一月

行海也

二十

一十之也其也之也其也之也其也之也亦也
其也之也其也之也其也之也其也之也亦也
其也之也其也之也其也之也其也之也亦也
其也之也其也之也其也之也其也之也亦也
其也之也其也之也其也之也其也之也亦也
其也之也其也之也其也之也其也之也亦也
其也之也其也之也其也之也其也之也亦也

心我御身より好し或御身より好
御身より好し其意より好し其意より好
御身より好し其意より好し其意より好
御身より好し其意より好し其意より好
御身より好し其意より好し其意より好

十一

十一
振白海流

十一

十一
御身より好し其意より好し其意より好
御身より好し其意より好し其意より好
御身より好し其意より好し其意より好

御身より好し其意より好し其意より好

御身より好し其意より好し其意より好
御身より好し其意より好し其意より好
御身より好し其意より好し其意より好

十一

御身より好し其意より好し其意より好
御身より好し其意より好し其意より好
御身より好し其意より好し其意より好

結句下

十一 九

海井紀行
其出即
其子也

サシツリノ目及ニモ新知方ニ色ニ寄
ルノ旨立揚リツルノ旨我ノ旨也
月日毎年毎歳ニ知れ給ル旨也
お成ノ所此行ニ付ル旨也

ツリ目

海井紀行

家井ノ村ニ在リテ
見ルノ旨也

其旨也

一三 三
十二月十日

古新紀行

和名海井村

用此信金尚去年返所のくく上物
此も新多れれ能送能多ん此科
集集公方何者よりか此是事
五方と上物言の行流ら此り此
下物大元事とと二事此此
三事此此此此此此此此此
上物此此此此此此此此此
此此此此此此此此此此

十二日

此此

十二日
此此此此此此此此此此
此此此此此此此此此此

此

此

此此此此此此此此此此
此此此此此此此此此此

十二日

此此

送

子向所、以方得者、
年一●神、
西経不、
十三日、

廿三

十二月廿六日、
又、
是、

廿四

十二月廿六日、
此、
此、
此、
此、

此、
此、
此、
此、

十二月廿六日

13

此、
此、

あふり日記

いふゆゑに抑し置る事なし
信重は居る事なししは去りしは
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし

十二月廿九日

いふゆゑに抑し置る事なし

いふゆゑに抑し置る事なし

いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし
いふゆゑに抑し置る事なし

いふゆゑに抑し置る事なし

坊中

昔言俊初年之初所歷年并文解此之方
形影之沙而布之象法信至之疑
之在也所括之保中之之沙之念信力
亦之也其初年所解之其物之為
其何處之由此而此有方信及此下度
之也其年一

右之至極安處之信後信者之波也

十二月

廿五

一十二月廿六日南丹屋之

心之我波也之也物之也遠之也信有
之也信之也信信之言之也一之也信之也
信之也之也信信之言之也一之也信之也

十二月廿六日

心之我波也之也物之也遠之也信有

手形書之簿一覽し物之取手書之簿一覽し
右之簿之取手書之簿一覽し物之取手書之簿一覽し
國書方之簿一覽し物之取手書之簿一覽し
河内之簿一覽し物之取手書之簿一覽し
徳大寺之簿一覽し物之取手書之簿一覽し
山中書之簿一覽し物之取手書之簿一覽し

清前...
清前...
清前...
清前...

于金...
内金...
一全部...
此...
...
...
...
...
...

七百...
七百...
七百...
七百...
七百...
七百...
七百...
七百...
七百...
七百...

又山下ノ底ニ種ヲ成去ル印方去年ト
同ノ年分ハ秋ノ末ニ至ル所又法大相所
致金七百石ノ支取分取百又ニ高付也然上
出務ノ法上ニ尚未占来ノ年ト種ノ年分
係上ノ年ノ或百石取一付山下ノ底ニ種
年年分致金九百石也取百石同年年分
山下ノ底ニ種致金ノ分取来年年分兼
年別通山下ノ底ニ種書也今ノ法取

戸知仍也付

弘化四年十二月

信以那下

山登海方

山登海方

山登海方

一折年元月并其庫大立之乃其科

用約之為之切在之月之之之之之之
 又之之之之之之之之之之之之之之
 惟之之之之之之之之之之之之之之
 清之之之之之之之之之之之之之之
 仍之之之之之之之之之之之之之之

十二月十日

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 一 | 町地代重 | 二 | 親類 |
| 三 | 町物代止 | 四 | 之之之之之之 |
| 五 | 之之之之之之 | 六 | 之之之之之之 |
| 七 | 地代重之代重 | 八 | 地代重之代重 |
| 九 | 親類 | 十 | 親類書 |
| 十一 | 之之之之之之 | 十二 | 之之之之之之 |
| 十三 | 之之之之之之 | 十四 | 之之之之之之 |
| 十五 | 之之之之之之 | 十六 | 之之之之之之 |

加永元年

十七 二箇の所へ書の上 十六 口を花の

十九 二箇の所へ

廿

廿一

廿二

廿三

廿四

廿五

Faint bleed-through text from the reverse side of the page, including characters like '廿五', '廿四', '廿三', '廿二', '廿一'.

弘化五年

正月十六日 竹花をよみたり 月と半 西書と云ふは
十九日 藤原のつとむ代りて 藤原のつとむ 口を花のつとむ
あまのつとむ 書の上へ 藤原のつとむ

二月六日 号年改より 新典 年を改行す
し 年二月十四日 竹花例より 西書
と云ふ 藤原のつとむ 藤原のつとむ 藤原のつとむ
あまのつとむ 藤原のつとむ 藤原のつとむ



二月廿二日 田舎及山遊等事 以物停止 休す

石馬中野古墳あり
石馬寺あり
石馬寺あり
石馬寺あり
石馬寺あり
石馬寺あり
石馬寺あり
石馬寺あり
石馬寺あり
石馬寺あり

二月廿二日 田舎及山遊等事 以物停止 休す

二月廿二日 田舎及山遊等事 以物停止 休す

田舎及山遊等事 以物停止 休す
二月廿二日 田舎及山遊等事 以物停止 休す

六月廿二日

田舎及山遊等事 以物停止 休す

田舎及山遊等事 以物停止 休す

田舎及山遊等事 以物停止 休す
六月廿二日 田舎及山遊等事 以物停止 休す

此後公上

二十六年

此後公上

一

此後公上

二十六年

一

此後公上

此後公上

此後公上

此後公上

此後公上

此後公上

此後公上

此後公上

此後公上

昔辨をききたりとありて其の言を聞きしに
くわくわく然として十九日、櫻川に於て其の
言を聞きしに其の言を聞きしに其の言を聞きしに
其の言を聞きしに其の言を聞きしに其の言を聞きしに
其の言を聞きしに其の言を聞きしに其の言を聞きしに
其の言を聞きしに其の言を聞きしに其の言を聞きしに
其の言を聞きしに其の言を聞きしに其の言を聞きしに
其の言を聞きしに其の言を聞きしに其の言を聞きしに

金
金

金

金

金

金

金

金

金

金

金

金

金

金

金

金

金

金

追分并利と云

沙下り金を舟に寄せて居る中色々の船は巨
細の船も多し居る上り下り上り下り

六月廿一日 追分

一泊并利と云

追分并利と云
追分并利と云
追分并利と云

追分并利と云
追分并利と云
追分并利と云

村上と云
追分并利と云

追分并利と云
追分并利と云
追分并利と云

予しは是れ也... 二... 三...
予しは是れ也... 二... 三...
予しは是れ也... 二... 三...
予しは是れ也... 二... 三...
予しは是れ也... 二... 三...
予しは是れ也... 二... 三...

一六

一六月廿七日... 予しは是れ也...
一六月廿七日... 予しは是れ也...
一六月廿七日... 予しは是れ也...

予しは是れ也... 二... 三...
予しは是れ也... 二... 三...
予しは是れ也... 二... 三...
予しは是れ也... 二... 三...
予しは是れ也... 二... 三...

少以... 年... 少... 少... 少...

巧

村... 号...

同... 百... 年... 巧... 巧... 巧...

1700... 巧...

巧...

... 巧... 巧... 巧... 巧... 巧... 巧... 巧... 巧... 巧... 巧...

甲乙丙丁戊己庚辛壬癸
亥子信神金金百女花牛占上批卷
三石町字以初之可相海方之結氣
出其五之方作海身中海在

甲子月

列後中進之氣

正乃甲

其方就檢獲活磁所至補之候定致
年中用奈地之活磁之候之方一年格
相之方事取進之方寸之地位也至相
成地代与寸之寸也以前方之空之方寸
第上之存以外地代信納之空寸寸
不也出山信有之候初之空山之候
空海之寸之寸也空之空之空之空
有之空和之空之候空之空之空之空

家道相成視獲授子以金銀等物
年拍事之年年續刻在內中令可
已成省以改革之節一之俾德初道
內四年親親已能無之輝也故境
朽而能成廣之為其一身向後
年之少下之令子之內也
西務女一此少下之續相親也
之通不使成清九其事之以此

以心信和之新也為向之必定是之
沙之以地代傳之系自也共占一之
以系之業外之事之也而能也其信金之
元年之信之在信之相成也其也
事之也信之業之也信之相成也
以信之也其在也其也其也其也
其也其也其也其也其也其也其也
以信之也其在也其也其也其也

有之也云々
 或云云云
 何云云
 事云云
 其云云
 其云云

七月十日
 其云云

其云云
 其云云
 其云云
 其云云
 其云云

其云云
 其云云

其云云

予の五子... 日...
ワ...

津領町を補地代金...
下地... 相... 河... 上

七月十二日

...

一九

八月... 和... 左...

あり... 姓名

大谷... 平... 叶...

古新...
有田...
報

有...
上

八月廿二日...
白...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...

...
...
...
...

八月廿七

...

...

...

十後

九月三日...
...

...
...

...

...

...

...

...

我々此の時既に世を去る者なり

折りて

一

折りて上へ書きて一

是

一從牙

去來轉之

忘

折りて上へ

賜

折りて上へ

折りて上へ書きて一

以て折りて上へ

折りて上へ

一

折りて上へ書きて一

一日温徳下

是

一從牙

私印

折りて上へ書きて一

西代... 依... 院... 上

あり... 上

一 ^十 月... 院... 上

別... 上

一 ^十 月... 院... 上

加... 上

一 ^十 月... 院... 上

... 院... 上

... 院... 上

... 院... 上

浪人

和字... 上

... 院... 上

... 院... 上

... 院... 上

... 院... 上

... 上

和字... 上

少重花上細終又十二月九日 點下之山抄遺
口細多形乳細終又十二月九日 點下之山抄遺
少重花上細終又十二月九日 點下之山抄遺
考之舟を舟道 少重花上細終又十二月九日 點下之山抄遺

少重花上細終

天保十四年中御高向甚國高
少重花上細終又十二月九日 點下之山抄遺
少重花上細終又十二月九日 點下之山抄遺

少重花上細終又十二月九日 點下之山抄遺
少重花上細終又十二月九日 點下之山抄遺
少重花上細終又十二月九日 點下之山抄遺

十二月

少重花上細終

少重花上細終又十二月九日 點下之山抄遺
少重花上細終又十二月九日 點下之山抄遺
少重花上細終又十二月九日 點下之山抄遺

少重花上細終

和字漢語初相後并新古以好相之
角原信定高申年通而ト是年終
上御之終系新古以好相通
達國皇也其年ト未也是是是是
以心終以心也力終多之也力終多
為月也其年ト上御名也打終之成
下終也也之終之也也其年ト是年
之終之也也其年ト其年ト其年ト

之終也也上御之也ト其年ト其年ト
之終也也上御之也ト其年ト其年ト

十二日
十三日

一 ^末 十二月十二日田多序至新ト其年ト

一 年

心終也也上御之也ト其年ト其年ト
其年ト其年ト其年ト其年ト其年ト
其年ト其年ト其年ト其年ト其年ト

少新後、後を名方たむ廿九日
毎々、向々、多給、之、自、後、之、酒、之、所
酒、之、傳、也、之、所、以、限、之、以、年、之、行、後
之、後、傳、之、新、之、上

中十二月廿九日

坊 中 月

六

十二月廿九日、酒、之、傳、也、之、所、以、限、之、以、年、之、行、後
酒、之、傳、也、之、所、以、限、之、以、年、之、行、後

七

酒、之、傳、也、之、所、以、限、之、以、年、之、行、後
酒、之、傳、也、之、所、以、限、之、以、年、之、行、後

嘉永二酉年

- 一 阿比代をきし種金所
- 二 秋實
- 三 出物科(香長科)
- 四 芝罎丹(七本河)
- 五 多品と同物幼年
- 六 秋實
- 七 開口文句(み)
- 八 少者(重志)
- 九 上物(きつ)迄
- 十 少者(重志)
- 十一 白井(の)一日(お)
- 十二
- 十三

一
 二
 三
 四
 五
 六
 七
 八
 九
 十
 十一
 十二
 十三

五

七

九

廿

廿三

廿五

六

八

十

廿二

廿四

廿六

Handwritten entries in cursive script, corresponding to the dates on the left.

Handwritten entries in cursive script, corresponding to the dates on the right.

嘉永二酉年

一月十日 町代 氏重 氏重 氏重 氏重

氏重 氏重 氏重 氏重 氏重 氏重

氏重 氏重 氏重 氏重 氏重 氏重

氏重 氏重 氏重 氏重 氏重 氏重

氏重 氏重 氏重 氏重 氏重 氏重

氏重 氏重 氏重 氏重 氏重 氏重

上妻海毛

積重... 爲... 行... 爲... 爲...
積重... 爲... 行... 爲... 爲...
積重... 爲... 行... 爲... 爲...

積重... 爲... 行... 爲... 爲...
積重... 爲... 行... 爲... 爲...

積重... 爲... 行... 爲... 爲...
積重... 爲... 行... 爲... 爲...

積重... 爲... 行... 爲... 爲...

二月...

嘉慶二年正月...

和子...

以有...

肝...

一昨年之増金... 此後... 行... 此後...

一昨年... 此後...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

町...

初子後後和者何全欲了言中符之極通存
人尤如平法者而意中以此既以通中意
以上

酉正月

正月廿二

一長尺由下代世法部一和命言法者安其
外九丁酒中廿九自金子了和酒種了
一紙何之版中意集今或後百由持集了法次

當第星也力初法者平紙和酒中以此通
持持集矣九和想行法中言上意也了了
台紙何之版中意集今或後百由持集了法次

正月廿七

一通快之調中一上持法部一和命言法者安其
何司方村上意和台以了言上言出以此法者
通印了之望台書所用方之持也力初調中
之法者同和同方之通印了之

正月廿九日

一長官由下代事始日一為公府大之信書而
通情之調令乃後由初元由之令言金四折而後
折減之既同人占此信之解也

正月十一日

新筆

一
河陽河津教首沙持所記在并沙力有制
事至沙持河津日向年年信和也

在公府以乃和名備法不沙折的令也
之信也其也右也折令之信之別紙也通情
之通年之由積之也成年也下也之利
足之加之年十二月之沙折定之法也
利信之後の義又沙力申之也之河津也
之利也一時之也之也之也之也之也
何種之信也其也其也其也其也其也
法之也其也其也其也其也其也其也

古事記云云延喜傳

嘉永四年正月

海軍少將院門前所

坂倉元

長友傳

日守年古傳所

坂倉元

平吉京

加判

口古福富所

坂倉元

合中

加判

子同訓

海軍少將

海軍少將

嘉永二年正月

官制

坂倉元

長友傳

海軍少將院門前所

坂倉元

通傳西首

加判

一沙部

沙利

此沙定所... 其時... 其後

一沙利之沙... 每年十二月...

聖正月... 沙利信...

他同月... 降...

一沙利... 上... 月...

沙... 事...

右... 相... 日...

相... 事...

酉 正月

一二月... 事...

方...

河...

...

...

平田...

...

...

...

一 本神所の御札の事 是等所は御札の事
二月廿二日

別紙に記したる御札の事 是等所は御札の事
其後亦有御札の事 是等所は御札の事
以上御札の事 是等所は御札の事
依りて是等所は御札の事

二月廿二日

巧者り候

内之者候

西別紙に記したる御札の事 是等所は御札の事
二月廿二日

本神所御札の事

別紙に記したる御札の事 是等所は御札の事
其後亦有御札の事 是等所は御札の事
以上御札の事 是等所は御札の事

此科所定各事并少事有根
 等之論也則所定者其後
 三月廿一日 戶部
 在

戶部

此科細少事之度也子以之辨之して其相
 源⁴心以事終事自新也其科意之其後之其後
 以同法辨別成箇條事之通之其心以之其
 以中事何辨之通之其心以之其後之其後
 以格科者事科 或曰は之其心以之其後之其後

其心辨之其心以之其後之其後
 厚心以之其心以之其後之其後
 之其心以之其心以之其後之其後

一年之其心以之其心以之其後之其後
 其心以之其心以之其後之其後
 科其心以之其心以之其後之其後
 其心以之其心以之其後之其後

見たりして此方用いしに後

但毎言をそと年物定修文四肝並公記

一の多き也

一其科の件其言よりんを中略あり

其言に據存とい毎言肝並公記をい

海公

此言の事とてし通毎言其言修公言

此言の事とてし通

下

公取の事とてし是言の事向公の事

公取の事とてし是言の事向公の事

一五の言の事向公の事向公の事

虫蠟科

六冊

此言の事とてし通毎言其言修公言

此言の事とてし通毎言其言修公言

物事由是而了知人若欲以是而自持其
志之進固物事之在也何得而卒其終
之也物事之書二相改一也其人信
之也其源以物事之有也

百五十一

物事之

問物之書之書中上一部
其向所之也物事之

物事之書之書中上一部
其向所之也物事之

物事之書之書中上一部
其向所之也物事之

物事之書之書中上一部
其向所之也物事之

物事之書之書中上一部
其向所之也物事之

物事之書之書中上一部
其向所之也物事之

物事之書之書中上一部
其向所之也物事之

一七四廿九、三冊、...

之

子

一冊

抄本、...

七四廿九

一七四廿九、...

抄本

古服

...

...

...

...

批

八日付の御書に
お高様御書

一十月 西丸侯と世に
あむ
集女御

開

一 夫相方の
今より

一 夫相方の
まの
昔
か

若

一 上日サ
一

諸侯系以稱親古才一日所凡

竟

命其子孫也

於名未利潤流於力用とて毎年十二月
此後之世も分古也之世の世も

西十二月

坊治郎

九
一十二月十日 物馬也 上御進 之後也

七

以上竟

和子傳後系相續の并 稱古於流治之方用
諸侯系也古西年返納分古也稱古と古
下世系稱古古也此後流治之世も 未古也
其古也其古也此後古也古也古也古也
此後古也古也古也古也古也古也古也
古也古也古也古也古也古也古也古也
古也古也古也古也古也古也古也古也
古也古也古也古也古也古也古也古也

先通上西之... 之松格... 印
 之氣...

十二月十日

坊中

⁺
 一... 坊... 坊... 坊... 坊...
⁺
 一... 坊... 坊... 坊... 坊...

...

坊... 坊...
 坊... 坊...

坊... 坊... 坊... 坊... 坊...
 坊... 坊... 坊... 坊... 坊...

百十二日

坊...

坊...
 坊...

[Faint, illegible handwriting on the left page]

[Faint, illegible handwriting on the right page]

